

宿泊・観光施設の省エネ対策設備導入に補助金が活用できます！

観光庁 補助事業名：「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」

観光施設等における省エネ設備等導入支援事業

予算
約59億円

〔公募期間〕令和5年4月24日(月)～5月24日(水)17時必着

★申請順に審査・選定、予算がなくなり次第終了

執行団体：株式会社JTB 霞が関事業部

対象事業者：宿泊事業者（※）、観光施設等（※）の設置・管理者等

補助率：1/2（上限額1000万円）

※詳細な要件については公募要領をご確認ください

対象経費：設備費・設置に要する経費

■ 主たる申請要件

宿泊施設、観光施設等において実施する省エネ対策に資する設備が対象。

2社以上の相見積の実施・提出が必要。

2024年2月29日までに完了実績報告・精算書類提出を行うこと。

■ 補助対象設備

★性能要件はありませんが、省エネ効果が見込まれるものが申請対象です。

（新設・増設は対象外）

省エネ型空調

店舗・オフィス用



GHP

GHP X AIR III



ビル用マルチエアコン



ルームエアコン



等

省エネ対策の証明として、
省エネ効果が明示されている
カタログ等の提出が必要です

その他省エネ対策に必要な設備

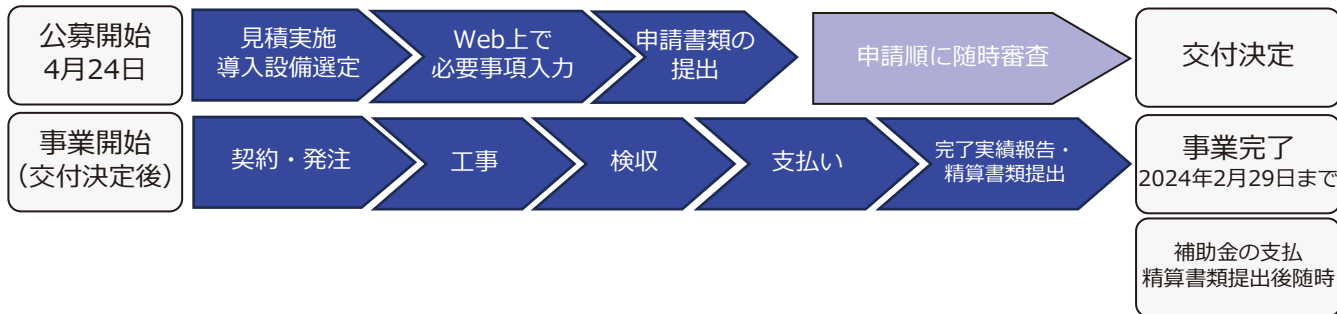
事務局にて省エネ性が認められた製品が対象となります。

例) 冷凍プラグインショーケース・全熱交換器 等



全熱交換機
ヒートパル

1 スケジュールについて



2 審査の優先項目

(宿泊施設)

- ・ 宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインの登録を受けた方、
又は宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインの登録申請をされた方
- ・ 金融商品取引法第 24 条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社
又はその子会社及び関連会社 であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み
又は 1 年以内に取得予定である方

3 その他注意事項

- ① 交付決定前に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外。
- ② 国が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は対象外。

4 応募申請時の主な必要書類

(WEB上の規定書式) ①事業計画書②費用積算書

(任意書式) ③整備箇所写真④図面⑤見積書（2者以上）

⑥省エネ効果が明示されているカタログ⑦有価証券報告書等

5 問い合わせ窓口及び提出先

令和5年度 省エネ導入支援事務局（株式会社JTB 霞が関事業部）

T E L : 03-5796-5183

受付時間 9:30 ~ 17:30（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

事業ページURL : <https://shoene-donyu.snavy.jp/>

【提出先】上記事業ページURLより電子申請

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。